

そして、尼崎に二機「宇宙飛行行ける宇宙船」があったら、おもしろいと思います。

他の地域の人が「尼崎」を聞くと、公署やガラの悪い街のイメージが多いと思います。私はそのような尼崎のイメージが嫌です。そのようなイメージを持つ町に住むのも嫌だと思います。だから、二十年後、そんなイメージがなくて、美しく変わってほしいです。でも今の尼崎のイメージは、「おもしろい」は残してほしいです。

尼崎には、いろいろな物が作られていると、いろいろ土産物がおいて、この町の歴史を、いろいろな人に、知ってもらいたい。そして、人が、増えるように、おもしろいものを、いろいろ作ってほしいです。

なせなら、今よりもさらに技術が進歩して、とても便利な道具ができていくと思うからです。私が考えたい便利物物は、なんでもできるロボ、トです。

わたしの理想は、ずっと、ぼり、ぼり、より人が増えてにぎやかな町になってほしいなと思います。あと、みんなが楽しめる公園があつたらいいです。中には、子どもが楽しめる遊具が、公園のようなのがあつたらいいなと思います。たのびそれが理想です。

あと、私は、交通機関が、発達して、とても便利に、なるといいな、と思っています。例えば、JR、阪急電鉄、阪神電鉄が、つなげて、いたらい、と思います。

わたしが考える、二十年後の尼崎は、緑がいっぱい、今よりも、自然に、優しい、工業が発達している町、になって、ほしいです。

私も、今よりも、自然に、優しい、町、になって、ほしいです。

一つは、緑路が高層ビルになって、ほしいです。出かける時に、いつも、緑路と、まわりの、緑路、を、つなぐ、ように、ほしいです。

もし、自分が、尼崎に、住んで、いいな、と思っています。おもしろい、町、に、なると、いいな、と思っています。

こうして、たのび、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。空気が、いい、と、夜、は、ほろ、ほろ、と、寝、たい、と、思、う、ん、と、思、い、ま、す。今、も、忘、れ、ない、と、思、い、ま、す。自、分、が、住、ん、で、い、る、あ、ま、が、さ、き、で、見、え、た、ら、さ、り、う、れ、な、り、ま、す。



V 都市景観



わたしが、考えているのは、たのび、自然、を、大切、に、し、て、い、く、の、町、に、な、り、ま、す。そ、の、た、の、び、は、ち、ろ、と、ち、ろ、と、な、り、ま、す。そ、の、た、の、び、は、ち、ろ、と、ち、ろ、と、な、り、ま、す。そ、の、た、の、び、は、ち、ろ、と、ち、ろ、と、な、り、ま、す。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

一人一人の個性が、尼崎の個性が、新しい尼崎に、個性が、ある町、になら、れ、ま、す。そ、の、た、の、び、は、ち、ろ、と、ち、ろ、と、な、り、ま、す。そ、の、た、の、び、は、ち、ろ、と、ち、ろ、と、な、り、ま、す。

20年後には日本の政令指定都市になるような、エコな地方自治体として日本のエコの星となるような都市になって欲しいです。

わたしは、自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。自然に、優しい、町、に、なると、いいな、と思っています。

本市では、昭和 60 年(1985 年)に「尼崎市都市美形成条例」に基づく「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、都市イメージや文化的な質の向上をめざして、取組を進めてきました。公的空間の取組として各種都市美形成事業を実施するほか、建築活動に対して「都市美誘導基準」を策定し、一定規模以上の建築物についてデザインなどの指導・助言を行ってきました。

その後、四半世紀が経過し、まちなみは改善され、社会経済状況や市民意識も変化したことから、平成 23 年(2011 年)には景観法に基づく景観計画として「尼崎市都市美形成計画」を策定し、より実効性のある都市美誘導を進めています。

また、中核市となった平成 21 年(2009 年)から「尼崎市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の規制を行っており、建築物などの景観誘導との両輪による都市美形成を図っています。

### 【 方 向 性 】

本市の特性を活かし、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」をめざし、面的な「まちなみ景観」、線的な「まちどおり景観」、点的な「まちかど景観」の各側面から、よりいっそう特色のある都市美形成を図ります。

#### 私たちができること

##### ●地域との調和への配慮

- ◆ 建物を建てる際は、用途地域などに即して定められている誘導基準に基づき、周辺建物や地域景観に調和した外観にするとともに、沿道やまちかどの緑化に努めましょう。

##### ●都市イメージ向上への取組

- ◆ 市の玄関口となる駅前や幹線道路などの沿道や鉄道沿線、河川・運河沿いなどで建物を建てる際は、特に市のイメージアップにつながる景観となるよう努めましょう。

##### ●自然景観の保全の取組への参加

- ◆ 河川敷や自然林など、優れた自然景観の保全の取組に参加しましょう。

##### ●歴史的・文化的な景観保全

- ◆ 歴史的・文化的な価値のある建物やまちなみを保全しましょう。

##### ●屋外広告物設置の際の景観配慮

- ◆ 屋外広告物を設置する際は、地域に即して定められている基準に沿った大きさや高さなどにしましょう。

沿道を緑化してうるおいのある景観をつくっています



ボランティアガイドにより貴重な歴史景観を広く PR する活動を行っています





## 1 用途地域による景観類型別の都市美誘導

### 【まちづくりの現況と課題】

#### ● 景観計画などの策定

- ・ 「尼崎市都市美形成計画」に基づき、景観類型別の都市美誘導を図っており、今後も地域らしさを活かした都市美形成を誘導する必要があります。
- ・ 「都市美誘導基準」に基づき、一定規模以上の建築物について、都市美誘導の指導・助言を行っています。

### 【方針】

用途地域により景観を類型化し、その区分に応じて地域らしさを活かした都市美形成を誘導します。

#### ① 住居系地域

- ・ 第1種低層住居専用地域においては、良好な低層住宅地として、ゆとりのあるうるおい豊かな景観を守り、育てます。
- ・ 第1種・第2種中高層住居専用地域においては、戸建住宅とマンションを中心とした落ち着いたある良好な住宅地としての景観を形成します。
- ・ 第1種・第2種住居地域、準住居地域においては、親しみのあるうるおい豊かな空間の形成を図ります。

低層住宅地（塚口町）



#### ② 商業系地域

- ・ 駅周辺の商業・業務施設、公共施設及び公共建築物などの集積地においては、風格と優れた個性を持つデザインの誘導により、尼崎の顔にふさわしい景観を形成します。
- ・ 商店街などの商業地においては、にぎわいの中にも商業施設相互の調和の取れた秩序のある質の高い景観を形成します。

駅周辺の商業地（JR 尼崎駅）



#### ③ 工業系地域

- ・ 内陸部の準工業地域、工業地域においては、工場や社屋は洗練されたデザインとし、地域と企業のイメージアップを図ります。
- ・ 臨海部の工業専用地域においては、企業のイメージアップに繋がる外観デザインや緑化を図り、産業都市尼崎のイメージリーダーとなる工業景観を形成します。

工場の沿道緑化（潮江）



## 2 都市美形成上重要な地域などの都市美誘導

### 【まちづくりの現況と課題】

#### ● 都市美アドバイザーの活用

- ・ 車や人の交通量が多い幹線道路沿道などの建築物については、市のイメージに大きな影響を及ぼすことから、都市美アドバイザーから助言を行うなど都市美誘導の重点化を図っています。

#### ● 都市美形成建築物などの指定

- ・ 歴史的景観を有する寺町や都市美の形成上重要な価値がある建築物として指定している都市美形成建築物など、地域の特性を印象づける景観資源が数多くあり、今後も、景観資源を守っていく必要があります。

### 【方 針】

幹線道路等沿道や鉄道沿線、景観が開けた河川・運河沿いなどの地域については、都市美アドバイザーから助言を行うなど、都市美誘導の重点化を図ります。

#### ① 主要駅周辺地域

- ・ 乗客数が多い(2万人/日以上)駅では、市の玄関口としてふさわしい風格とにぎわいのあるまちなみ景観を形成します。

#### ② 幹線道路等沿道・鉄道沿線

- ・ 歩行者のアイレベルからの見え方や車窓から見える景観に配慮し、沿道・沿線の建築物や街路樹が調和した、うるおいのある景観を形成します。

#### ③ 河川・運河・海岸沿い

- ・ 市街地に広がる貴重なオープンスペースとして、水や緑に調和したうるおいのある景観形成を図ります。

#### ④ 歴史的景観を備えた地域

- ・ 歴史的・文化的価値のある建築物やまちなみについては、保存、修景、活用により、外観や雰囲気を活かした伝統と個性のある景観形成を図ります。

#### ⑤ その他

- ・ 猪名川や武庫川などは川岸に広がりのある土手や河川敷が続いており、市街地の周辺に残る自然林や田園とともに、快適な都市空間の核として貴重な自然を保全し、豊かな水辺空間と連続した自然景観を大切に守っていきます。
- ・ 道路、公園緑地、河川、運河及び公共建築物の整備に際しては、地域の景観に配慮した優れたデザインとするとともに良好な状態を維持します。

主要駅周辺の景観（JR 尼崎駅）



歴史的景観（寺町）



### 3 屋外広告物規制による都市美誘導

#### 【まちづくりの現況と課題】

##### ● 屋外広告物の規制

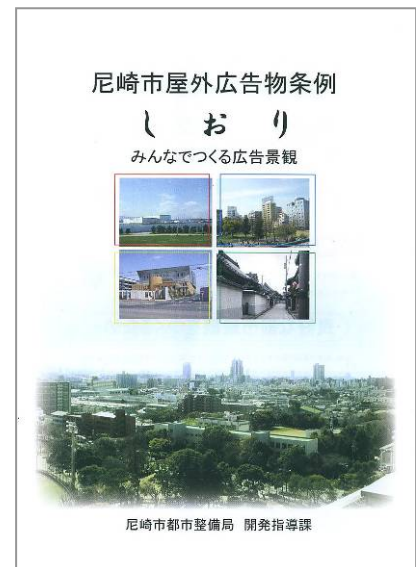
- ・ 近年、地域の景観を構成する重要な要素として屋外広告物に対する関心は高くなっています。
- ・ 一方、広告物の需要が高まるなかで、より目立つことを重点において設置されるものも多く、競い合うように設置された広告物は、まちの美観や美しい自然景観を損なう要因にもなっています。
- ・ 近年、景観への影響が大きい自光式広告物や大型の置看板などが景観を阻害しています。
- ・ こうしたなか、尼崎市では、平成 21 年(2009 年)から「尼崎市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の規制を行っており、引き続き、取組を進める必要があります。

#### 【方 針】

##### ○ 適切な屋外広告物の規制・誘導を行います。

- ・ 住居専用地域や歴史的な景観を形成している地域などにおいては、屋外広告物の設置を原則禁止します。
- ・ その他の地域においては、広告物の面積、高さ、表示又は設置の場所などについて地域に応じた許可基準に基づいた規制誘導を行います。
- ・ 条例に違反したはり紙、はり札のほか、のぼり、立て看板などの簡易広告物が発見された場合は、屋外広告物法に基づき、除却などを行います。
- ・ 日ごろの申請業務やパトロールを通じて得た課題を踏まえ、現行の許可基準の改正を検討します。

#### 屋外広告物条例のしおり





都市景観方針図







本市は、武庫川と猪名川の河口に位置し、市域の約30%がゼロメートル地帯であるため、洪水や高潮の被害を受けてきました。そうしたことから、防潮堤の整備や、河川改修、下水道の整備による浸水対策に早い時期から取り組んできました。

また、本市はほぼ全域が市街化され、人口密度も高いことから、地震が発生した場合には被害が大きくなる可能性が高くなっています。平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災では、建造物の倒壊や火災、電気・ガス・水道などのライフラインに甚大な被害があり、液状化現象に見舞われた築地地区においては、地盤のかさ上げを伴う土地区画整理事業を実施しました。

近年の気候変動による自然災害や東日本大震災による津波災害など、これまで想定されていなかった災害への対応が必要となっています。災害による被害拡大を防ぐためには、行政はもとより市民・事業者の防災意識を高めることが大切です。このため、これまでに、地震や洪水、内水のハザードマップを作成し、防災教育や広報などを行い、防災知識の普及啓発を図っています。

#### 【 方 向 性 】

地震、火災、津波や水害などの防災対策については、阪神・淡路大震災や東日本大震災のほか、これまでに本市が経験した大型台風、集中豪雨など自然災害の教訓を活かし、被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えられるよう、災害に強いまちづくりを進めます。

また、ハザードマップなどの作成や防災に係る講習会の実施などを通じて、市民・事業者の防災に対する意識の向上を図るとともに、自主的に実施する防災訓練を支援するなど日ごろからの防災対策を促進します。



私たちができること

●日ごろからの防災への備え

- ◆市のホームページや表示板により各種避難場所を確認し、地震や津波などが発生した際の行動について家族で話しあっておく、事業所ではBCP(事業継続計画)を準備するなど、日ごろから大規模な災害に備えましょう。

小学校での避難訓練に地域の方も参加されています



携帯電話のエリアメールを使った防災訓練を行っています



●一時避難場所指定への協力

- ◆今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震による津波災害に備え、津波等一時避難場所の指定に協力しましょう。

●建物の耐震・不燃化

- ◆建物を建築するときには、燃えにくい建物を建て、火災に強いまちにしましょう。
- ◆住宅や店舗、作業場など建物の耐震化に努め、地震に強いまちにしましょう。

ホームページで避難場所が確認できます



●密集市街地における地域のルールづくり

- ◆密集市街地では、地域でルールづくりに取り組み、老朽住宅の建替などによる耐震・不燃化、道路空間の確保などにより災害に強いまちづくりを進めましょう。

●雨水の流出抑制

- ◆各家庭で雨水タンクを設置するなど、雨水の流出抑制に取り組みましょう。

雨水が花の水やりに利用されています



## 1 防災まちづくりの推進

### 【まちづくりの現況と課題】

#### ● 災害に強いまちづくりの推進

- ・ これまでの地震、火災対策を中心とした防災都市づくりを、津波対策や水害対策を含めたものとする必要があります。
- ・ 防火・準防火地域指定などによる都市不燃化、建築物の耐震化の促進、避難路・緊急物資輸送路となる道路や避難地などとなる公園緑地、その他ライフラインの整備などの取組を順次進めています。

地域の防災拠点(小田南公園)



公園に備えた耐震性防火水槽



### 【方 針】

- ・ 地震や火災のほか、津波や水害などの災害に強いまちづくりを進めます。
- ・ 広域防災帯、地域の防災拠点、避難地や避難路などの防災空間や防災機能の適切な配置及び体系的な整備に努めます。
- ・ 地域の防災拠点となる施設は、耐震化や備蓄機能、貯水機能、情報通信機能などの強化に努めます。
- ・ 緊急輸送路や避難路に配慮した道路網を計画的に整備します。
- ・ 道路や公園緑地、学校などの公共施設については、災害時の避難路、避難場所などの役割に応じた機能整備に努め、災害時の安全性を確保し防災機能の強化を推進します。

## 2 震災

### 【まちづくりの現況と課題】

#### ● 地震に強いまちづくりの推進

- ・ 今後、直下型地震では、有馬・高槻構造線などの断層を震源地とする地震、また、海洋性地震では、紀伊半島及び四国沖を震源とする南海トラフ巨大地震が発生すると予測されています。
- ・ 平成 23 年(2011 年)に発生した東日本大震災における津波被害を踏まえ、兵庫県が行った南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波浸水想定は、本市において最高水位 4.0m、浸水面積 981haとされており、発生すれば大きな被害をもたらすことが想定されます。
- ・ 建築物などの耐震化の促進や災害時のライフラインの確保などの取組を順次進めています。



【 方 針 】

① 建築物などの耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりに取り組みます。

- ・ 県など関係機関と連携し、建築物のほか、堤防、防潮堤や橋梁などの耐震性の向上に取り組みます。
- ・ 交通遮断などにより甚大な影響を及ぼす可能性が高い橋梁については、落橋防止対策などによる耐震性の向上を図ります。

② 災害時のライフラインの機能確保に取り組みます。

- ・ 災害時にも安定供給できるよう、ライフラインの耐震性の向上や、水道及びガスの管路のループ化などにより災害の影響の最小化を図り安定供給に努めます。
- ・ 災害時の飲料水を確保するため、公園緑地や公共建築物などへの耐震性緊急貯水槽の設置に取り組みます。

③ 津波対策に取り組みます。

- ・ 南海トラフ巨大地震による津波災害に備え、民間の協力を得ながら津波等一時避難場所の追加指定、拡大に努めます。
- ・ 迅速な避難行動に役立てるため、市ホームページなどでの各種避難場所の公表や避難場所の表示板の設置を行います。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、防潮堤をはじめとする港湾施設などの強化を図るとともに、津波災害への意識啓発など、災害対策の強化に努めます。

避難所サイン



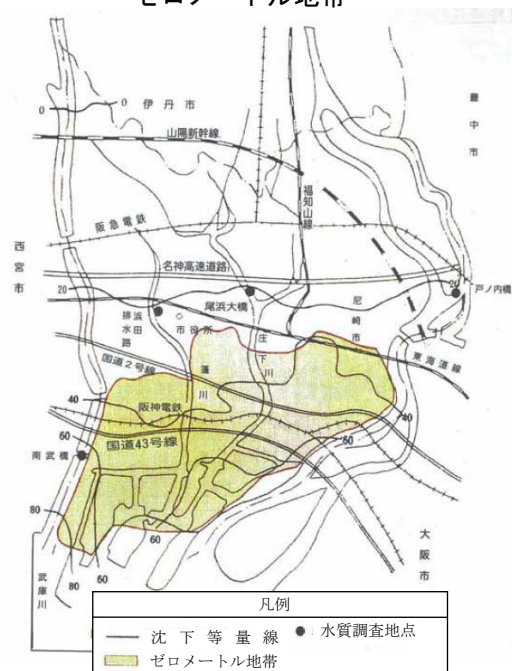
3 水害

【まちづくりの現況と課題】

● 洪水や高潮への対応

- ・ 早くから防潮堤の整備や河川改修を進め、庄下川や蓬川の最下流部では河川の水を海域へ排水するほか、臨海部で新たに生じる土地については地盤高を高くするなど洪水や高潮などの水害対策を講じています。
- ・ 農地の減少や宅地化の進展などにより、雨水の流出量は増加傾向にあり、また、集中豪雨時における河川や下水道の流下能力についても限界があります。
- ・ 猪名川や武庫川の上流地域に位置する他都市の市街化の進展などにより、上流地域の保水能力が低下しています。
- ・ 公共下水道は6年に1回の発生を想定した降雨を目標として整備を推進してきましたが、

ゼロメートル地帯



近年の局地的な集中豪雨などにより、想定を超えた浸水被害が発生しています。

- ・ 臨海部の一部では、大雨の時など浸水する箇所があり、対応について検討が必要です。

【 方 針 】

① 総合的な治水対策を進めます。

- ・ 国、県、関係市町と連携を図り、市民とともに、津波被害をはじめ、洪水、高潮、市街化の進展に伴う雨水流出量の増大に対処するため、猪名川、武庫川、庄下川などの河川整備を進め、市域内の保水機能を高めるなど、災害に強い総合的な治水対策を推進します。
- ・ 透水性舗装や雨水貯留施設を設置し、市域内における保水機能を高めます。

② 下水道施設の機能を強化します。

- ・ 雨水整備水準を見直し、6年に1回の降雨強度(46.8mm/時)から10年に1回の降雨強度(51.7mm/時)に引き上げ、下水道施設の機能を強化します。

③ 臨海部の浸水対策について検討します。

- ・ 臨海部の一部については、大雨などによる浸水対策を検討します。

4 火災

【まちづくりの現況と課題】

● 密集市街地の改善

- ・ 密集市街地においては、火災発生時に建築物の延焼被害が拡大する恐れがあるため、「尼崎市密集市街地整備・改善方針」に基づき、防災性を向上させる取組を進めています。

● 火災への対応

- ・ 本市は早くから市街化され全域に建築物が建ち並び、木造建築物が多いほか、住宅と危険物を扱う施設とが近接しているなど、火災に対する危険性を抱えていることから、防火地域や準防火地域の指定により、建築物の耐火性能を向上させ、延焼の防止に努めています。
- ・ 一定規模以上の開発事業については、開発基準に基づき、火災発生時に備えて、消火栓、防火水槽などの消防水利の整備を進めています。

老朽した木造住宅が密集する地区



防火・準防火地域と密集市街地





【 方 針 】

- ① 建築物の不燃化を促進し、火災に強い市街地を形成します。
  - ・ 防火地域、準防火地域の指定により耐火・準耐火建築物の建築を促進します。
- ② 避難地、避難路の防災機能の向上を図ります。
  - ・ 火災発生時に延焼防止効果のある道路や公園緑地、河川、運河、水路などの整備を推進します。
  - ・ 災害時の緊急輸送路や避難路となる幹線道路沿道建築物などの不燃化を促進します。
- ③ 密集市街地の改善による災害に強い安全で安心なまちづくりを進めます。
  - ・ 地域住民の参画と協働により、地域ごとの課題に対応したまちづくりを支援します。
  - ・ 防災街区整備地区計画などの活用により、老朽住宅の建替を通じた狭い道路における道路空間の確保、建築物の耐震・不燃化などが一体的に進むよう検討します。
- ④ 消防水利を確保し消防活動を円滑に進めます。
  - ・ 消火栓の適正配置を図るとともに、消火栓に代わる施設として、耐震性防火水槽などの消防水利施設の維持管理や、身近な川、水路へのアクセス確保を推進します。

都市防災方針図

